

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 5 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和 5 年 4 月 6 日から令和 5 年 12 月 20 日まで
- 3 作業地域 佐賀市大和町及び多久市東多久町及び小城市小城町並びに小城市牛津町並びに小城市三日月町